平成２２年（フ）第１５５１号
名古屋市南区明治２丁目31番８号　ベルドミール１Ｂ号
債務者　前田　康弘
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７５号
名古屋市緑区鳴子町１丁目６番地　鳴子団地86棟504号
債務者　松井　秀二
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３号
青森県黒石市追子野木２丁目85番地２
債務者　葛西　昌子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１４５号
青森県弘前市大字青女子字桂川67番地１
債務者　大谷地幸徳
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１４１号
盛岡市津志田西２丁目12番43号　ＫブランシェＨ201号、旧住所広島県福山市山手町1092番地１　トラストコート204、旧々住所北九州市若松区ひびきの南１丁目６番地112シャンヴェール101号
債務者　池田　雪枝（旧姓大可）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１５０号
広島県福山市川口町４丁目９番23―５号
債務者　池田　信子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１０９号
松江市大庭町51番地６　市営大庭第４号アパート403号
債務者　吉岡　泰彦
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３２号
松江市矢田町40番地13　グランカームＳＫ105、前住所松江市菅田町128番地５
債務者　勝部　悠紀
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７３号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田680番地28
債務者　石田　勝士
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３６７号
横浜市都筑区見花山40番22―306号
債務者　長谷川栄子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７３号
横浜市港南区大久保３丁目35番１―113号
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９０号
横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目54番Ｄ―311号
債務者　忍田　宜史
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１４号
横浜市南区睦町１丁目27番地　民衆館
債務者　藤井　康久
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５８号
横浜市緑区新治町466番地１　サマックスＯＨＳＡＷＡ101号
債務者　市木　逸男
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８６号
横浜市南区庚台79番地
債務者　岩室　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５６号
神奈川県海老名市下今泉１丁目14番13号
債務者　伊波　　環
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部